

回答様式

契約件名	東北自動車道 みちのく橋床版取替工事
------	--------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告（説明書） 4-2.技術評価の評価項目等	コンクリート施工管理要領（令和2年7月）における5-10 特殊コンクリート（1）流動化コンクリートの流動化剤の添加は、コンクリート標準仕様書【施工編：施工標準】（2017）における7.4 打込みに該当すると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	技術提案に関する質問についてはお答えできません。
2	入札公告（説明書） 4-2.技術評価の評価項目等	コンクリート施工管理要領（令和2年7月）における5-10 特殊コンクリート（1）流動化コンクリートの流動化剤の添加は、コンクリート標準仕様書【施工編：特殊コンクリート】（2017）における2章 流動化コンクリートに該当すると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	技術提案に関する質問についてはお答えできません。
3	入札公告（説明書） 5-1.見積活用方式の概要	入札者が提出した最終参考見積書における最も適正な価格とは、適正と判断された価格のうち最安値を採用されるとの解釈でしょうか。また、適正と判断されたかどうかについての通知はいただけるのでしょうか。ご教示願います。	契約制限価格選定に関する質問についてはお答えできません。 適正と判断されたかについては通知いたしません。

4	入札公告（説明書） 6-3.落札予定者の決定	価格点の算定において、調査基準価格は最終参考見積書より採用された価格にて設定されると解釈しておりますが、入札者毎の最終参考見積書により各々の調査基準価格が実質的に異なるとも思われます。説明書に記載の通り、設定された契約制限価格に対し価格評価点が与えられ、調査基準価格を下回る場合は0点、更に落札予定者となった場合は低入札価格調査の対象となるとの解釈でよろしいでしょうか。ご教示願います。	入札公告（説明書）6－3．落札予定者の決定に記載のとおりです。
---	---------------------------	---	---------------------------------